



平成 25 年 6 月 3 日

いわゆる「偽装質屋」への対応について

昨今、質屋営業を装い、担保価値のない物品を質置きさせた上で、実質的に年金等を担保にして金銭の貸付を行い、高額な金利等の支払を求めるいわゆる「偽装質屋」に関する相談が、消費生活センターに寄せられています。このことを踏まえ、いわゆる「偽装質屋」について、別紙のとおり、本日、独立行政法人国民生活センターから消費者に向けて注意喚起が行われました。

消費者の皆様におかれましては、質屋営業を装ういわゆる「偽装質屋」からの借入は絶対に行わないようにするとともに、御自身や周囲の方が生活資金の借入や多重債務で困っていたら、消費生活センターや専門の相談窓口にご相談していただきますようお願いいたします。

消費者庁としては、いわゆる「偽装質屋」について、引き続き、警察庁、金融庁、国民生活センター等の関係機関と連携しつつ取組を行うとともに、各都道府県においても、消費者への情報提供に努め、また、消費者行政担当部局と警察部局及び財務局との十分な連携が図られるよう、取組を促進してまいります。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 吉田、佐川

TEL : 03 (3507) 9150

報道発表資料

高齢者の消費生活トラブル注意報 No.9

平成 25 年 6 月 3 日

独立行政法人国民生活センター

いわゆる「偽装質屋」からは絶対に借り入れしないで！

－「質草は何でもいい」「年金口座から自動引落とし」などのうたい文句に注意－

高齢者等に対して「質草は何でもいい」などと言って担保価値のない物品を質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付をするいわゆる「偽装質屋」に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられている。相談事例をみると、年金の支給対象となる 60 歳以上の高齢者が多く、「借り入れを続けて返済が困難になった」といった事例もみられる。

2010（平成 22）年に改正貸金業法等が完全施行され、貸金業における上限金利は引き下げられたが（29.2%→20%）、質屋を装って貸付を行う「偽装質屋」は、それよりはるかに高い金利を設定し、事実上、高齢者の公的年金受給口座から自動引落としサービスを利用して元利金の引落としを行うなどしている。「偽装質屋」をめぐるのは、2012 年以降、警察によって貸金業法違反（無登録営業）等での摘発が相次ぎ¹、警察庁も注意喚起をしている²。そこで、全国の消費生活センターに寄せられた相談事例の傾向などを情報提供し、「偽装質屋」からは絶対に借り入れしないよう注意喚起する。

1. PIO-NET³にみる相談件数の推移

全国の消費生活センターに寄せられた「偽装質屋」に関する相談件数は、2009 年度以降増加しており、2012 年度は 194 件であった⁴（図 1）。また、契約当事者の年代別にみると、60 歳以上が全体の 7 割以上を占め、高齢者のトラブルが非常に多い（図 2）。

¹ 例えば、2012 年 11 月に大分県警が検挙した（株）サンエイ（福岡県北九州市）関係者は、貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利）で有罪判決を受け、確定している。

² 警察庁ホームページ参照（<http://www.npa.go.jp/images/gisoushichiya.pdf>）。警察総合相談電話（「#9110」）で相談を受付けている。

³ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

⁴ 2013 年 5 月 28 日までの登録分。件数は、本件のため特別に精査したものである。

図1 年度別相談件数（2007年度以降）

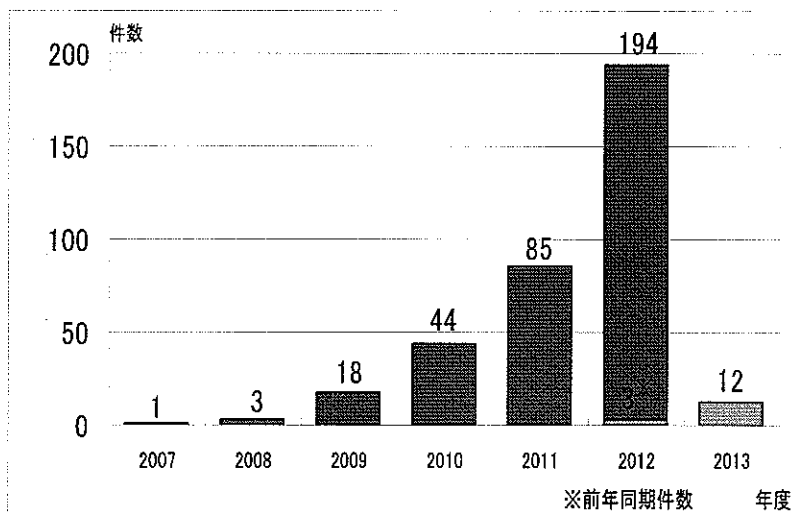
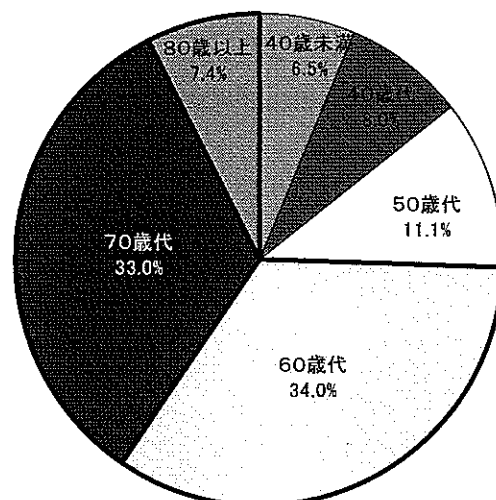


図2 契約当事者年代別件数（2007年度以降）



※不明・無回答を除く。

2. 主な相談事例

【事例1】

ポスティング広告を見て質屋に電話し、「何でもいいから質草を持ってきて」と言われたので、ゴミ同然の時計を持って行き、9万円を借りた。2回に分けて、年金支給日に口座から自動引落しで返済することとなった。利息が高いので一括で返そうと思ったが、11万円以上も返済しなくてはならず、到底支払えない。借りたものは返さないといけないと思うが、生活できない。どうしたらいいか。

（相談受付：2013年1月、契約者：60歳代、男性、福岡県）

【事例2】

チラシで見た質屋に行き、壊れた時計、使い古した財布、母の古いネックレスを質に入れて高額な融資を受けた。質屋から、「お金に困っているなら、年金を担保に融資できる」と言われ、勧められるがままに借り入れをした。返済は年金支給日に質屋に通帳を渡して、質屋が引き出しをする。生活にも困窮している。どうしたらよいか。

（相談受付：2013年3月、契約者：70歳代、男性、群馬県）

【事例3】

チラシを見て高齢者でも貸してくれると書いてあったので事務所に出かけた。何かを預けるとお金を貸してくれるとのことだったので、指輪を預けて5万円借りた。1カ月4,000円の利息を払えば何度でも借り換えができ、店頭で借りては返しを繰り返していた。その後口座引落しにするように言われてそうしたが、引落し額が多いように思っていた。友人がこの会社は問題がある会社だと教えてくれたので、次回の年金日の引落しを止めたい。

（相談受付：2012年11月、契約者：80歳代、女性、熊本県）

3. 消費者へのアドバイス

(1)「偽装質屋」はたとえ質屋の許可を得ていても、その実態は高金利のヤミ金です。「偽装質屋」からの借入れは絶対にしないでください

「偽装質屋」の特徴としては、「質草は何でもいい」「返済は年金口座から自動引落とし」などと勧誘するのですが、高金利の違法な貸付です。また、「偽装質屋」が年金口座から引落としを求めることも法律で禁止されています。さらに、一時的に借入れができたとしても、年金等から利息や元本を支払うことになるため手元にお金が残らなくなり、結果的に同じような借入れを繰り返えさざるをえなくなります。「偽装質屋」から借入れをすることは絶対にしないでください。

(2)生活資金の借入れや多重債務で困っていたら、自治体の窓口や消費生活センターなどに相談してください

生活資金の借入れや多重債務で困っている場合には、不審な業者から安易に借入れしたりせず、自治体の多重債務相談窓口や消費生活センターに相談してください。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもあるので、まずはそれらの窓口にご相談してください。

4. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

金融庁 総務企画局 政策課金融サービス利用者相談室

金融庁 監督局 総務課金融会社室

金融庁 監督局 銀行第一課

全国質屋組合連合会

質屋営業法改正に関する意見書

2013年（平成25年）7月19日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

質屋営業法を以下のように改正することを求める。

- 1 質屋営業法1条に質契約の定義として、「質契約は、質置主が、質物の流質処分を承諾する限り、質屋に対して借受金の弁済義務を負わず、流質処分後は借受債務が消滅する金銭貸付契約」と規定する。
- 2 質屋営業法18条（質物の返還）につき、質置主が元利金を支払う場合には、質屋から質物返還を確実に受けること、または流質を選択することができるようにするため、銀行の自動引落としその他銀行決済を利用することはできず、必ず店舗において行う旨の規定を設ける。
- 3 質屋営業法19条（流質物の取得及び処分）に、「質屋が、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得した後、質屋は質置主に弁済の履行を請求してはならない。」との条項を加える。
- 4 質屋営業法30条（罰則）につき、改正後19条の違反（流質後請求）の場合、貸金業法47条の3と同様に「二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」の罰則を付する。
- 5 貸金業法20条の2（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）の規定とその罰則（同法48条）と同様の規定を設ける。
- 6 質屋に認められた特例高金利（年109.5%）は、出資法上の唯一の特例高金利であることから、この特例金利を引き下げる方向で検討する。

第2 意見の理由

1 偽装質屋問題について

(1) 偽装質屋とは

偽装質屋とは、質屋営業の許可は受けているものの、無価値あるいはほぼ無価値な物品を預かって金員を貸し付ける業者のことである。

この偽装質屋は、2006年12月に公布された改正貸金業法が2010年6月に完全施行され、総量規制や上限金利引下げがようやく実現する時期の前後から、九州を中心に出現し、最近は関西・関東へ広がりを見せている。

この偽装質屋は、質屋営業法上の許可を得てはいるが、その実態は小口高利

金融であって、貸金業法の無登録営業を行っているものである。そのため、警察庁が各都道府県に偽装質屋の取締り強化を指示しており、実際に、福岡県警が2012年10月に貸金業法と出資法違反の疑いで質屋2社を家宅搜索し、2013年5月にこの2社の経営者等を逮捕した。2012年11月には大分県警が貸金業法と出資法違反の疑いで北九州の質屋の経営者等を逮捕し、2013年2月には鹿児島県警が貸金業法と出資法違反の疑いで鹿児島の質屋の営業者等を逮捕し、同年5月には群馬県警が貸金業法と出資法違反の疑いで高崎の質屋の経営者を逮捕している。

また、国民生活センターの発表によると、偽装質屋に関する相談件数が、2010年が44件であったのに、2011年は85件と倍増し、2012年は194件と更に倍増する等、問題が深刻化していることが窺われる。

したがって、このような偽装質屋の被害がこれ以上拡大しないように早急に法改正を行うことが必要である。

(2) 偽装質屋の営業の問題点

偽装質屋は、質屋と異なり、質契約が全く無意味である。具体的には、第一に、通常の質屋と異なり、質物は融資金額からみてほとんど無価値な物を対象として質契約を締結している。第二に、質契約による流質を防止するため、利息のみならず元金についても銀行の自動引落としを利用して弁済を受ける。第三に、仮に質置主が流質を行っても、その残額を当然のように取り立てることで、実際には質契約とは異なる融資を行っている。第四に、偽装質屋の顧客は年金受給者等であり、この年金を担保することで確実に回収するなどしている。

よって、この偽装質屋の問題を解決するためには、以上の偽装質屋の営業実態が、通常の質屋の営業とは異なる点に対応した法改正を行うべきである。なお、通常の質屋営業でも認められている特例高金利（年109.5%）は出資法上の唯一の特例高金利であることから、併せて、この特例金利を引き下げる方向で検討するべきである。

2 具体的な改正の立法提言について

(1) 質屋営業法1条の質契約の定義

質屋営業法1条1項での質屋営業の定義は、「物品（有価証券を含む。第22条を除き、以下同じ。）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう」というものである。

しかし、端的に質契約の定義規定はない。そして質契約は、質置主は、質物の流質処分を承諾する限り、質屋に対して借受金の弁済義務を負わず、流質処

分後は借受債務が消滅するものであり、質屋と貸金業者とは営業内容が、とりわけ清算の在り方に関して相当に異なるものであると解される。したがって、単に質屋営業を定義するだけでなく、質屋営業の質契約についても定義規定を置くことで、通常の質屋営業を行うものか、質屋営業を偽装するものかの判断基準を明確にするべきである。

(2) 流質を事実上阻害する行為の禁止

偽装質屋は、借主である質置主が流質を選択することを阻止しなければ、質物の交換価値では、自らの債権の満足を得ることができない。そのため、弁済日に銀行預金、とりわけ年金の入金がある銀行預金から自動引落しにより利息及び元金の弁済を受けている。

しかし、本来の質契約においては、質置主は、借入元金以上の価値がある質物を対象として質契約を締結している以上、元利金を弁済する場合には、質物を受け戻すことができなければならない（質屋営業法18条1項）。とすれば、銀行預金からの自動引落しによる弁済を選択するというのは、そもそも質契約の意義からして背理であって、質屋も質置主も質屋営業法に違反した無価値な質物を対象として質契約を締結することになる。よって、まずもって元金の支払については、自動引落しによる弁済は勿論、銀行振込による支払はこれを禁止すべきである。

また、銀行の自動引落しで利息の支払を強制されることも、質屋営業法が特例金利を認めていることからして、流質の機会を質置主に与えるため、これを禁止すべきである。

そもそも、質物の交換価値を前提として質契約を締結している以上、元利金の弁済は、質置主に対して質物の返還か流質かを自由に選択できるようにすべきである。この交換価値を無視した契約は、大阪高裁昭和27年6月23日判決（高裁刑事判例集5巻3号432頁）では「質屋営業法第一条によれば質屋営業とは物品（有価証券を含む）を質に取り流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは当該質物をもってその弁済に充てる約款を附して金銭を貸付ける営業をいうのであるから無担保又は無担保に等しい扱いを以て金銭を貸付ける行為は質屋営業の範囲を超える」として、民事上のみならず刑事上も被告人を有罪としているのである。

とすれば、質置主の流質を阻害する行為（銀行預金からの引落し等）は全て禁止することが必要であり、質屋の店舗において弁済することを義務付けるべきである。

(3) 取立行為の規制

質置主は、質屋契約においては、流質を選択して、借受債務を消滅させることができるのである以上、質屋は、質置主が流質を選択したときには、債権が消滅し、取立行為を行うことはできないことは自明である。

よって、質屋は、質置主が流質を選択した後は、質屋から質置主に対する取立行為を禁止し、これに罰則を付することは当然である。

(4) 年金担保の禁止

質契約は、有体物である質物を対象として締結されるものであり、権利質は認められない。したがって、当然ながら年金を質物として質契約を締結することはできない。

ところが、貸金業法20条の2（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）は、質屋営業法には明示的には適用がない。質屋営業法に罰則を含めて、これを明示的に禁止する規定を置くべきである。

(5) 特例高金利の制限

上述のように質屋営業法では、特例高金利として年109.5%が認められている。この特例金利は、出資法上の唯一の特例高金利であり、このような金利が認められた趣旨は、質物の鑑定や保管に費用がかかるからと説明されている。

しかし、現今の市場金利が大幅に低い時代に、この特例高金利が合理性を持つか、検証されるべきである。

さらに、質屋以外の貸金業者であっても、立地条件のよい場所に店舗を構え、ATM設置などの設備投資を行えば、これらの業者よりもかかるコストは大きいのであって、質屋であるからといって通常の業者との比較で一般的にコストが大きいとは言えない。特に、質屋は、担保評価に担保物件管理コストを反映させることが可能であり、現実にも反映させていること、担保に取ることによって債権の保全がより確実に図られていることからすれば、通常の業者より高金利の取得を認める必要性が何処にあるかを検討することが必要である。

よって、この特例高金利の必要性も含めて、今後検討すべきである。

第3 結論

よって、意見の趣旨のとおり、質屋営業法を改正すべきである。

平成 25 年 08 月 22 日

偽装質屋ヤミ金に関する会長声明

日本司法書士会連合会
会長 齋 木 賢 二

平成24年頃から、年金受給者を代表とする公的給付金受給者などの経済的弱者を狙った偽装質屋ヤミ金が増加し、全国に蔓延している。

偽装質屋ヤミ金(以下「偽装質屋」という。)とは、公安委員会に質屋の登録をすることによって、特例によって認められた年109.5%の利息を収受する脱法的「ヤミ金」である。

これらの偽装質屋の中には、平成18年の貸金業法改正前に違法な年金担保貸付を行っていた(地元零細)元貸金業者が多く含まれており、それらが質屋を偽装し、同一店舗で看板を書き換えて営業している。これらは、形式的に質屋の外観を備えていても、実質的には質屋でないことは間違いなく、九州をはじめとして、その被害は全国各地に広がってきている。

偽装質屋の特徴は、書面上、出資法の特例である、年109.5%の利息の範囲内を装っている事が多いが、その実態は、質屋営業法独特の計算方法を悪用し、出資法の特例をさらに超える利息を収受している。

偽装質屋の問題点は、①質屋営業ではなく、価値のほとんどない物品を質に取って金員を貸し付ける脱法的貸金業者、いわゆるヤミ金であること、②年金等の公的給付金を担保にすることで経済的弱者を苦しめていること、③流質で処理するのではなくヤミ金同様の過酷な取立を行うこと、④独自の計算方法により超高金利を徴収していること、⑤本来貸金の回収には利用出来ない銀行等の金融機関が互いに収納代行を行う自動送金システムを悪用していること、などである。

本来的な質屋営業であれば、質置物の価値に応じた金銭の貸付を行い、返済を怠った場合は、流質処分により、確実な回収が可能である。仮に、保管料などの経費がかかるとしても、店舗を構えATMの維持管理をしている貸金業者の営業実態と比較すれば、金利について出資法の特例を残す合理的な理由はない。

これらの問題点を解決するには、質屋営業法を悪用されないものに改正することに加えて、許可を出している公安委員会や自動送金システムを実施している銀行などの協力も必要である。そのため、当連合会は、以下のとおり、各関係機関に速やかに法改正及び運用改善をすることを求める。

1. 質屋営業法を次のとおり改正すること

(1) 貸金業法同様に年金担保貸付及び年金受給口座からの引き落とし又は自動送金を禁止する条項を追加すること

(2) 流質処分によって、質屋と質置主との債権債務は消滅し、質置主への取立行為は全面的に禁止するとともに、違反した場合の罰則を設けること

(3) 流質期限前の返済による質物の取り戻しによる利息は、厳格な日割り計算とすること

(4) 質屋に関する特例金利を廃止すること

(5) 質屋営業法に、貸金業法20条の2(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)及びその罰則規定(同法48条の1項5の2号)と同様の規定を設けること

2. 公安委員会は、新規の質屋営業の許可をする際に厳格な審査を行い、偽装質屋のこれ以上の蔓延を防ぐとともに、既存質屋の営業の実体を把握し、調査・監督をより積極的に行うこと

3. 警察は偽装質屋を積極的に取り締まること

4. 各地域の銀行等金融機関が互いに収納代行を行うシステムに関し、申込者時の収納企業又は個人の適正や利用目的などの審査を厳格に行い、ヤミ金に利用されないよう、その後の管理・監督も厳格に行うこと

「偽装質屋」が問題化

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/kumamoto/news/20130209-OYT8T01409.htm>

上限年利109・5%の高金利で金を貸すことができる質屋を装って貸金業を違法に営む「偽装質屋」が、問題化している。数百円の価値の低い担保で数万円を貸す一方、返済できなくても「質流れ」を認めず、元金や利息を取り立て続ける。熊本地裁では昨年10月、熊本市内で同様の貸し付けをしたとして、県内の12人が4業者に計約720万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。(出水翔太郎)

◇違法に貸金業／金利年96%以上

質屋は、利用者が持参してきた一定の価値のある品物を担保に金を貸す。期限内に金を返せなかった場合、「質流れ」となり、質入れした物の所有権が質屋に移ってしまう。

これに対し、「偽装質屋」は、はさみや雑誌の付録など形だけの担保で金を借りることができる。実質は貸金業だ。

同訴訟で原告らは、4店の「質屋」が事実上は貸金業者で、改正貸金業法が上限年利を15～20%に規制しているのに、年利96%以上で金を貸したとして損害賠償を請求。「大柄な男が自宅に取り立てに来て怖かった」、「(返済で)生活が非常に苦しかった」などと主張している。月内に10～20人が第2陣として原告に加わるという。弁護団の青山定聖弁護士は「高金利で金を貸し、搾り取る。切羽詰まった人を狙い打ちしており、許せない」と批判する。

これに対し、被告の1人は「違法性は認識していなかった。銀行や消費者金融で金を借りられず困っている人もいるから営業していた」としている。



青山弁護士によると、「偽装質屋」が現れた背景には、改正貸金業法が2010年に完全施行され、上限年利が29・2%から20%に引き下げられるなどしたことがある。撤退する貸金業者が相次ぎ、一部業者が高金利で金を貸すことができる質屋に着目したという。

質屋営業法で高金利が認められているのは、質物の鑑定に高い技術が必要なことや、質物の保管に空調などコストがかかるためだという。

県消費生活センターに被害相談が寄せられたのは11年11月以降。「質流れが認められない」、「高金利で返済が大変」といった内容で、12年度(1月末現在)の相談件数は27件。前年度に比べて22件増えた。

「熊本市質屋組合」(15店、小山茂組合長)にも苦情の電話が寄せられている。組合は同年9月、「このままでは(質屋が)ヤミ金の隠れみものになる」と、取り締まりや指導の強化を求める要望書を熊本北署に提出した。

小山組合長(65)は「質屋を名乗るなら、法律を順守して本来の営業をするべきだ」と訴えている。

◇県センターに相談、民事訴訟も

「偽装質屋」を巡っては民事訴訟で原告が勝訴した事例があるほか、刑事事件も起きている。

昨年11月には大分県警が、北九州市の質屋の経営者ら3人を出資法違反(超高金利受領)と貸金業法違反(無登録営業)容疑で逮捕。今年1月には、年金を担保に取られた福岡市の女性が質屋などを訴えた損害賠償訴訟で、福岡簡裁が約69万円の支払いを命じた。

熊本県警生活環境課は「あらゆる法令を適用して取り締まる」としたうえで、「悪質な業者に金を借りず、経済的に困ったら公的機関などに相談してほしい」と呼び掛けている。

県は、多重債務者の立ち直りを図る事業を「グリーンコープ生協くまもと」に委託。同生協は収入や支出、負債状況などを確認しながら債務整理や就業についてアドバイスする。また債務整理を始めたか、終えた人には「生活再生貸付金」(年利9・5%)も用意している。

同生協は「早めの相談が解決の糸口になる。被害が拡大する前に相談してもらいたい」と話している。問い合わせはグリーンコープ生活再生相談室(096・243・2100)へ。

各地に被害を広げている新ヤミ金融「偽装質屋」。ほかからは借金ができないほど困窮した高齢者を主なターゲットに、借金依存の生活状態に陥れて、年金から法外な高利を吸い上げる仕組みをつくっています。そこでは、公的融資まで悪用し、被害をさらに大きくする手口が使われています。(竹腰将弘)

年金で一人暮らしをしているAさん(72)が群馬県高崎市内の「偽装質屋」から金を借りるようになったのは2011年の暮れでした。

質草となる高価な品物もないのに、その店ではほとんど無価値の時計で数万円を簡単に貸してくれ、年金が支給される偶数月の15日に返済する約束をさせられました。

その後もAさんは、しだいに借り入れを増やし、2回目の返済日の12年2月15日にごくぜんとします。2カ月分で30万円に満たない年金の大半が、返済金として自動的に引き落とされ、口座が空になっていたのです。

年金支給日には「質屋」に一括返済、生活のためにまた「質屋」通いという“借金依存”。Aさんがそんな生活状態におちいるまでわずかな期間しかかかりませんでした。

Aさんは1年足らずで25回、この「質屋」から借金を重ねます。利息は、年率換算で平均340%。なかには利率1464%という貸金業の上限金利を73倍も上回る貸し付けもありました。

借金指示

2月の返済で生活が立ち行かなくなったAさんに、「質屋」はこう持ちかけます。「年金を担保に融資してくれる公的機関がある。利用してはどうか」

年金担保融資を行っている独立行政法人福祉医療機構からの借金を指示されたのです。

Aさんは同機構に80万円の融資を申し込み、3月に口座に振り込まれました。同機構の融資は、年金から天引きの形で返済がされるので、支給額が減額されます。「質屋」への返済は引き続きかさみ、7月には再び、Aさんの生活は逼迫(ひっぱく)します。

「質屋」は再び持ちかけました。「いま機構から受けている融資をいったん返済して、もっと多い金額を借り直せばいい。返済資金は肩代わりしてあげる」

Aさんは、「質屋」から借りた金で機構の融資をいったん完済し、あらためて150万円の融資を申し込みました。融資は8月中旬に実行。しかし、Aさんはその日のうちに「質屋」に143万円余の返済をさせられます。150万円というまとまった金が入ったはずなのに、Aさんの手元にはわずか数万円しか残りませんでした。

「質屋」は、公的な年金担保融資に借金をつかえたと見え、Aさんが通常受け取る年金の範囲をはるかに超える多額の金を巻き上げたのです。

これは、この「質屋」の常とう手段で、同県伊勢崎市でも、女性の客が公的年金担保融資の利用を持ちかけられたことが確認されています。

Aさんの相談にあたった司法書士の西川正さんは『「生かさぬように殺さぬように」』というが、偽装質屋は短期間に、客を確実に『殺し』にかかる恐ろしいシステムだ』といえます。

損害賠償

Aさんは、家賃を払えなくなり家を失いました。手元には150万円の借金が残っています。どうしてこういうことになったのかよくのみこめません。

2013/09/04

Aさんの被害＝“盗(と)られた年金”の額は270万円。いま、弁護士の助言を受けながら、「質屋」への損害賠償請求を準備しています。

公的年金担保融資 厚生年金保険、国民年金などの年金を担保に融資することはそれぞれの年金保険法で禁止されています。この例外として厚生労働省所管の独立行政法人「福祉医療機構」が唯一、公的年金の受給権を担保にした融資を行うことが認められています。